

公的研究費の不正防止に関する基本方針

平成 27 年 1 月 8 日 制定
平成 28 年 2 月 25 日 改正
令和 3 年 9 月 9 日 改正
令和 8 年 3 月 12 日 改正

京都光華大学及び京都光華大学大学院並びに京都光華大学短期大学部は、公的研究費の不正防止に関する方針を以下のように定める。

1. 機関内の責任体制の明確化

大学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）として、学長を充てる。また、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）として、副学長を充てる。さらに、学内の各部局における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（部局責任者）として部局の長をあてる。

- ・「京都光華大学・短期大学部公的研究費管理規程」

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

教職員が遵守すべき行動規範を定め、公的研究費の使用ルールや事務処理手続きに関する説明会を実施し、会計ルールや行動規範の理解不足による不正を防止する。

- ・「公的研究費に関する行動規範」
- ・「京都光華大学・短期大学部公的研究費管理規程」
- ・「京都光華大学・京都光華大学短期大学部 科学研究費の取り扱いについて」

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正の発生を防止するため、不正防止計画を策定・実施する。大学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署は学長戦略推進部とする。また、最高管理責任者である学長は率先して対応し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

- ・「京都光華大学・短期大学部公的研究費管理規程」
- ・「公的研究費の不正防止計画」

4. 研究費の適正な運営・管理活動

物品等の購入に係る不正を防止するため、全ての物品等を検収し、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分方針を定める。

- ・「公的研究費に関する行動規範」
- ・「京都光華大学・短期大学部公的研究費管理規程」

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費等の不正等に関する機関の内外からの通報及び相談に対し適切に対応できるよう、学長戦略推進部に通報窓口を設置する。また、通報者の保護や関係者の守秘義務についても定めており、本学HPにて公開することにより、公正かつ透明性の高い運用を図る。

- ・「京都光華大学・短期大学部公的研究費管理規程」

この基本方針の改廃は、学長が決定する。